

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第三部 労働政策

I 政府の労働政策

6 労働条件等をめぐる主要施策

時間外労働協定の適正化

労働省は八二年二月、「八二年度労働基準行政の運営について」と題する基準行政の運営方針を発表した。この中で、三六協定で定める時間外労働の限度時間についてガイドラインを設定し全国的指導基準とすることにより、労使の自主的努力を基盤に所定外労働時間の著しく長い三六協定の改善を促進する、などの考えを打ち出した。この方針に基づき、時間外労働の実態調査に着手。調査結果に基づき、著しく長い時間外労働について改善を促すため別表のような目安を示すこととなった。これに伴い「一定期間についての延長時間」も絶対必要な協定事項、届出事項として義務化するため、労働基準法規則一六条一項および様式九号の改正を図ることとした。労働省は八二年六月一六日、時間外労働時間の目安を発表、同一八日には「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」を中央労働基準審議会(石川吉右衛門会長)に諮問した。労働省は、同審議会の答申を受けて省令改正案を作り、労働基準法一一三条の規定に基づく公聴会を八二年六月二二日開催し、公述人の意見を聴取したうえで六月末、これを公布した。また、「一定期間についての延長時間」に関して目安時間などを示した指針を定め、告示として公表した。これらの措置は八三年一月一日から実施される。

労働基準法研究会の再開

労働省は、これまでの労働基準法研究会報告書で指摘された基本的な問題ならびに最近の社会経済情勢および就業実態の変化などに伴う労働基準法等の施行上の諸問題について客観的、専門的に実態、法制面での調査研究が必要であるとして、学識経験者二四名により労働基準法研究会を再開する方針を固め、八二年五月二八日第一回会議を開催した。同研究会に委託された調査研究項目は、(1)労働契約問題、(2)労働時間問題、(3)賃金問題であるが、最近の社会経済情勢および就業の実態をみると、サービス経済化の進展など産業構造、就業構造の変化、複雑な契約関係で就業する者やパートタイマーの増加など就業形態、雇用形態の複雑多様化、マイクロエレクトロニクス化などの技術革新の進展に伴う労働態様、労働環境の変化、高齢化社会の到来に伴う労働者の退職後の生活安定の確保の必要など著しい情勢の変化がみられ、これに伴い労働基準法の施行などのうえで、さまざまな問題が生じてきていた。こうした実情から、これまでの研究会報告書において指摘された基本的な問題ならびに最近の社会経済情勢および就業の変化などに伴う労基法施行上の諸問題について、実態的、法制的調査研究をおこなうことが、再開された労働基準法研究会の役割とされている(調査研究項目の概略については、本年鑑第二部-V「権利闘争」を参照)。

■←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
